

- ◎新潟県訓令第14号
- ◎新潟県企業局訓令第1号
- ◎新潟県病院局訓令第1号
- ◎新潟県議会訓令第3号
- ◎新潟県教育委員会訓令第4号
- ◎新潟県警察本部訓令第14号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第1号

本 庁
地 域 機 関
企 業 局
病 院 局
議 会 事 務 局
教 育 庁
教 育 機 関
県 立 学 校
警 察 本 部
監 査 委 員 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県情報処理システム運用規程（平成12年3月新潟県訓令第3号、平成12年3月新潟県企業局訓令第2号、平成12年3月新潟県病院局訓令第2号、平成12年3月新潟県議会訓令第1号、平成12年3月新潟県教育長訓令第3号、平成12年3月新潟県警察本部訓令第3号、平成12年3月新潟県監査委員訓令第1号、平成12年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成25年7月1日から実施する。

平成25年6月28日

新潟県知事	泉田	裕彦	
新潟県企業管理者	早福	弘	
新潟県病院事業管理者	若月	道秀	
新潟県議会議長	小川	和雄	
新潟県教育委員会委員長	栗田	修行	
新潟県警察本部長	砂川	俊哉	
新潟県代表監査委員	野上	信子	
新潟県人事委員会委員長	鶴巻	克恕	

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 情報処理システム 所管課等及び地域機関等において、 <u>サーバ</u> 、パーソナルコンピュータ等を利用して事務処理を行うために必要なデータ処理の体系をいう。	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 情報処理システム 所管課等及び地域機関等において、 <u>はん用コンピュータ</u> 、パーソナルコンピュータ等を利用して事務処理を行うために必要なデータ処理の体系をいう。

(6) 庁内ローカルエリアネットワーク (以下「庁内LAN」という。) 所管課等と地域機関等を接続してデータ通信を行うために情報政策課長が管理するデータ通信網をいう。

(7) 端末機 サーバと接続して、データ処理を行うために設置する情報処理機器をいう。

(8) 公開システム 所管課等及び地域機関等に設置されたインターネットに接続している情報処理システムをいう。

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(職員の責務)

第3条 職員は、情報処理システムの運用に当たっては、個人情報及び一般に公表することにより行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある情報の保護に万全を期さなければならない。

2 (略)

(システム化等の計画の協議)

第5条の2 (略)

2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長に限る。)は、前条の規定によりシステム化等(庁内LAN、端末機(情報政策課長が管理するものに限る。))及び公開システムを利用するものに限り、軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。

3 (略)

(データの管理)

第9条 データ(第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものに限る。次項において同じ。)の管理は、当該データに係る情報処理システムを所管するシステム所管課長等が行う。

2・3 (略)

(6) 新潟県データ通信網 所管課等と地域機関等を接続してデータ通信を行うために情報政策課長が管理するデータ通信網及び当該データ通信網に接続された情報処理機器をいう。

(7) 庁内ローカルエリアネットワーク 新潟県データ通信網に接続した情報処理機器を利用した全庁的な情報サービスシステムをいう。

(8) ホストコンピュータ 情報政策課内に設置されたはん用コンピュータをいう。

(9) 端末機 ホストコンピュータ又はサーバと接続して、データ処理を行うために設置する情報処理機器をいう。

(10) 新潟県インターネットシステム 情報政策課内に設置されたインターネットサーバを利用した情報処理システムをいう。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(職員の責務)

第3条 職員は、情報処理システムの運用に当たっては、個人情報の保護に万全を期さなければならない。

2 (略)

(システム化等の計画の協議)

第5条の2 (略)

2 部局長(企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長に限る。)は、前条の規定によりシステム化等(新潟県データ通信網、庁内ローカルエリアネットワーク、ホストコンピュータ、端末機(情報政策課長が管理するものに限る。))及び新潟県インターネットシステムを利用するものに限り、軽微なものを除く。)の計画を策定しようとする場合は、別に定めるところにより総務管理部長に協議しなければならない。

3 (略)

(データの管理)

第9条 データ(第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものに限る。次項において同じ。)の管理は、当該データに係る情報処理システムを所管するシステム所管課長等が行う。ただし、情報処理システムの対象が全庁的な場合又は高度な知識若しくは技術を必要とする場合は、システム所管課長等と情報政策課長が共同で行うことができる。

2・3 (略)

(データの利用)

第11条 (略)

第3節 庁内LAN等の利用手続等

(庁内LAN等の利用の承認)

第12条 所管課長等は、次に掲げるものの新たな利用（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものを除く。）をしようとするときは、情報政策課長の承認を得なければならない。

(1) 庁内LAN

(2) (略)

(3) 公関係システム

2 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

(研修の実施)

第16条 情報政策課長は、情報処理システムの運用に必要な要員を育成し、及び職員の情報処理システムに関する知識の向上を図るため、研修を実施するものとする。

2 (略)

第17条 (略)

(データの利用)

第11条 (略)

2 所管課長等は、情報政策課長が保管するデータを必要とするときは、当該データに係るシステム所管課長等の承認を得て、これを利用することができる。

第3節 新潟県データ通信網等の利用手続等

(新潟県データ通信網等の利用の承認)

第12条 所管課長等は、次に掲げるものの新たな利用（第5条の2第1項又は第2項の規定によるシステム化等の計画の協議をした情報処理システムに係るものを除く。）をしようとするときは、情報政策課長の承認を得なければならない。

(1) 新潟県データ通信網

(2) 庁内ローカルエリアネットワーク

(3) ホストコンピュータ

(4) (略)

(5) 新潟県インターネットシステム

2 (略)

(オンラインシステムの運用時間)

第14条 オンラインシステム（ホストコンピュータと端末機を新潟県データ通信網で接続してデータ処理を行う情報処理システムをいう。）の運用時間は、総務管理部長がオンラインシステムを所管する部局長と協議の上、別に定めるものとする。

第15条 (略)

第16条 (略)

(研修の実施)

第17条 情報政策課長は、情報処理システムの運用に必要な要員を育成し、及び職員の情報処理システムに対する認識の高揚を図るため、研修を実施するものとする。

2 (略)

第18条 (略)